

河川において避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

資料 5

- ・市町村は、水害の可能性のある範囲全体を対象に避難勧告等を発令する。
- ・各人は、洪水ハザードマップを基に、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等の屋内安全確保で命の危険を脅かされる可能性がない場所なのかをあらかじめ確認・認識し、避難行動をとる。

